

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会いせはら訪問介護事業所介護予防・
日常生活支援総合事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会が開設するいせはら訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年伊勢原市規則第18号。以下「伊勢原市実施規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、及び事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者又は伊勢原市指定研修の終了者（以下「介護福祉士等」という。）が要支援状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護福祉士等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 いせはら訪問介護事業所

(2) 所在地 伊勢原市伊勢原二丁目7番31号（伊勢原シティプラザ1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 3人（常勤兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する介護福祉士等によるサービスの利用の申込みに係る調整、介護福祉士等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 介護福祉士等 35人（常勤兼務3人・登録型32人）

介護福祉士等は、介護福祉士等によるサービスの提供に当たる。

(4) 事務職員 1人（常勤兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項に掲げる職員の員数は、事業所設置当初の人員とし、その後のサービス利用者数の変化等により伊勢原市実施規則に定める基準を満たした上で、増減するものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (3) サービスの提供時間帯 月曜日から日曜日までの午前8時から午後8時までとする。ただし、必要に応じて、随時サービス提供を行うものとする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は、次のとおりとし、当該各号に掲げるサービス利用料の額は、伊勢原市実施規則に定める額とする。ただし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合による額とする。

- (1) 介護予防訪問介護

ア 身体介護

イ 生活援助

- (2) 基準緩和訪問型サービス（生活援助に限る。）

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護員等によるサービスに要した交通費は、次のとおりとする。

- (1) 公共交通機関を利用した場合 実費額

- (2) 自動車等の交通用具を使用した場合

ア 片道2km未満の区間 200円

イ 片道2km以上5km以下の区間 500円

ウ 片道5km超の区間 500円＋加算額（5kmを超える1km当たり100円）3

3 利用者又はその家族が、正当な理由がなくサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

- (1) サービス利用日の前々日まで 無料
- (2) サービス利用日の前日 利用者負担金の50%
- (3) サービス利用日の当日 利用者負担金の100%

4 第2項及び前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、伊勢原市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護福祉士等は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第9条 介護福祉士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に十分に留意するものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者又はその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供した介護予防訪問介護計画に位置付けた訪問介護員等によるサービスに関する利用者又はその家族からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等及び伊勢原市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業

員への周知

(身体的拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることにより、その業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報をみだりに他人に開示し、又は正当な目的以外に使用してはならない。

3 前項の規定による職員の義務は、その職を退いた後も存続する旨を当該職員との雇用契約に定めるものとする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会いせはら訪問介護事業所介護予防事業運営規程（平成18年4月1日）は平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成２８年１２月１２日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行し、改正後の第６条第１項（各号列記の部分を除く。）の規定は、平成３０年８月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の決議の日（令和６年１２月５日）から施行する。

附 則

この規程は、理事会の決議の日（令和７年３月１３日）から施行する。